

運用指針

第2条①-ロ

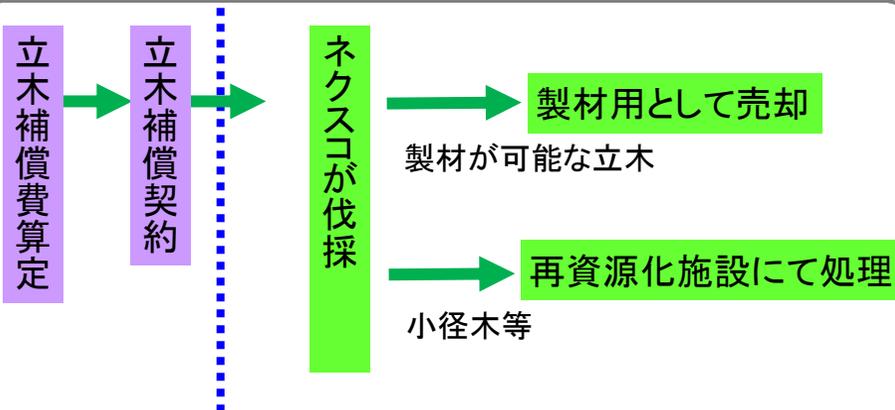
現場特有の状況に対応するための創意工夫

## 現場発生木処理方法の見直し

(東九州自動車道 シイ 椎田南IC ダミナミ ~ ウサ 宇佐IC)

## 当初計画

- ・平成20年4月の立木補償基準の改定により、NEXCOが立木を取得補償した上で伐採
- ・伐採した立木のうち、製材が可能な立木は売却処分
- ・その他の小径木等は売却先との条件が合わないことから、再資源化施設への有償処理



## 経営努力による変更

- ・小径木等について材料として活用することを検討
- ・他事業の現場を社員が踏査している中で、売却している事例を発見
- ・同様の処理ができないか受入先と協議し、同意を得た
- ・小径木等を売却処分することにより処分費を縮減

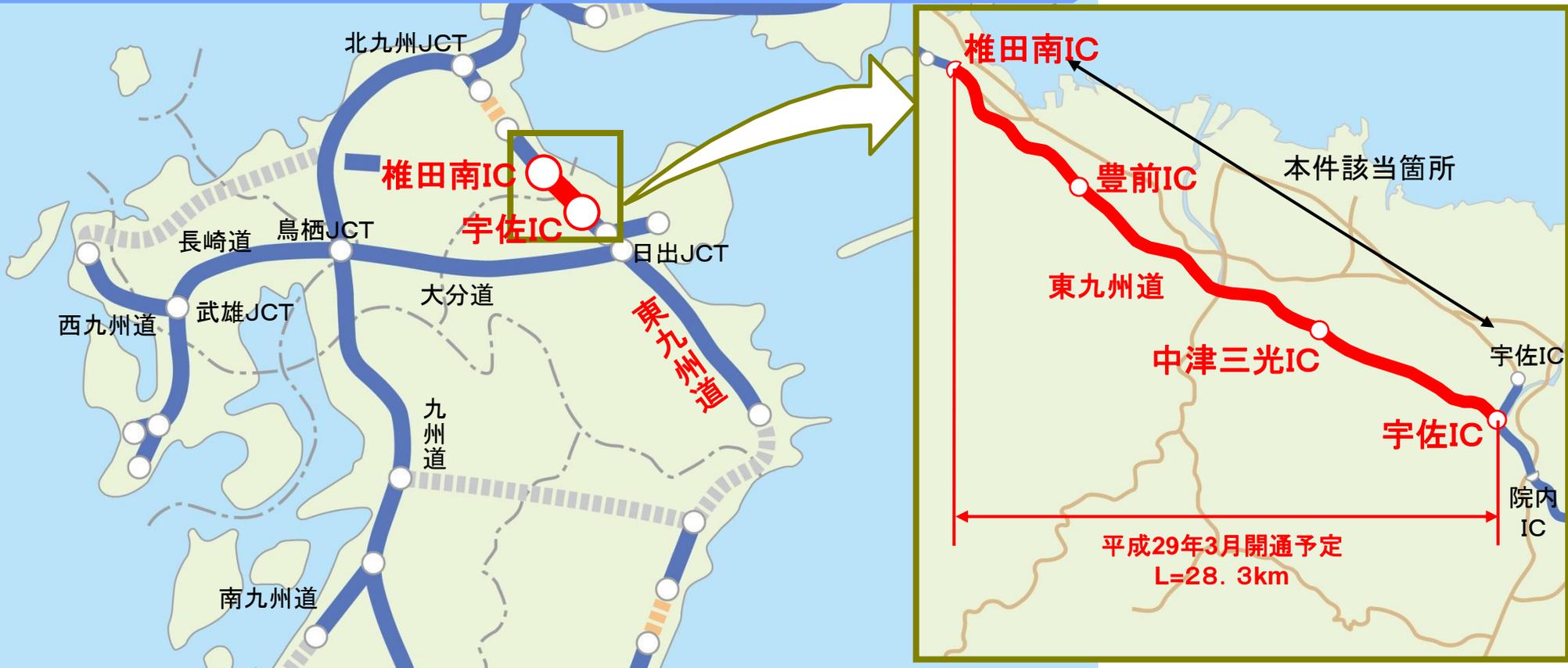


伐採前立木状況



小径木等の集積状況

## 東九州自動車道 椎田南IC～宇佐ICの路線概要

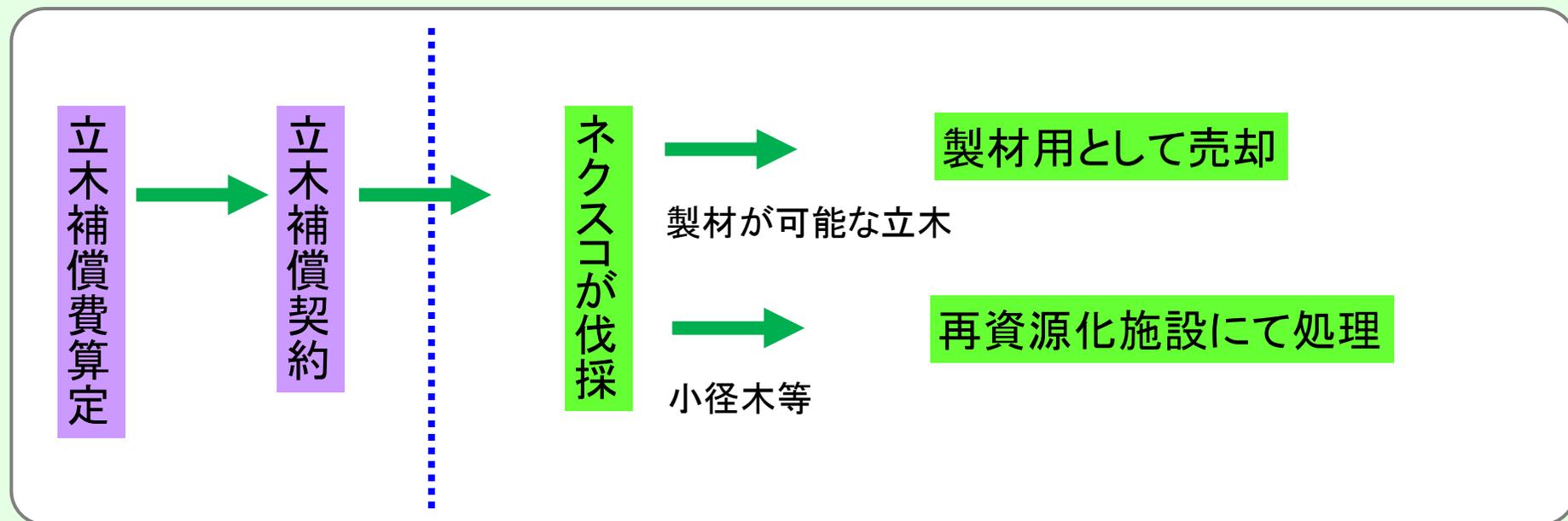


- ・東九州自動車道は、福岡県北九州市を起点として、大分・宮崎・鹿児島各県を結び、鹿児島市に至る延長約436kmの高速道路。
- ・このうち、椎田南～宇佐間は、既に供用中の福岡県側一般有料道路椎田道路と大分県側一般有料道路宇佐別府道路に直結し、並行する一般国道10号等と一体的に機能することにより、地域間交通の円滑化に寄与し、効率的で信頼性の高いネットワークの充実を図り、北九州市内及び大分市内を結ぶ主要アクセスルートとして、重要な役割を果たします。

## 【当初計画】現場発生木の処理方法

### 現場発生木処理の流れ

- ・平成20年4月の立木補償基準の改定を受け、立木を取得補償(立木の伐採、処理はNEXCOで実施)
- ・製材が可能な立木は売却処分
- ・用材売却ができない小径木等について、有価買取が可能な業者を近隣の5自治体、5森林組合にヒアリングして搜索するも買取基準に合わない、遠距離である理由から売却できず、再資源化施設への有償処理を計画



## 現場発生木の有効利用を図るための取組み

更なるコスト削減を図るため、現場発生木を材料(有価物)として活用できないか引き続き検討

- ・平成21年5月頃、**関係自治体、近隣の森林組合にヒアリング**を行い有価買取業者を探すが、買取基準に合わない等の理由から**売却に至らず**
- ・売却先を探すため、**治山事業等の現場踏査を5箇所実施**
- ・現場踏査している中で、切断、枝打ちした木材を集積している現場を1箇所確認し、現場にてヒアリングした結果、**買取業者(製材工場)を1社確認**

製材工場でパルプチップ化し、製紙用チップを製紙会社に売却している状況

- 売却にあたって、**受入条件と運搬費を含めた経済性を確認**



# 現場発生立木を材料として活用する取り組み

## 受入条件

立木売却にあたって必要となる現場での対応

- ・樹種毎(針葉樹、落葉樹)に分別
- ・径級(直径)を選別、長さ2mに現場で切断、枝打ちを実施



伐採前立木状況

小径木等の集積状況

## 経済性の比較(トン当たり)

単位(円)

	再資源化施設 有償処理	売却処理	備考
処理費	11,000	0	
現場作業費(選別、枝打ち)	4,000	5,800	
運搬費	2,200	2,400	
売却費	0	▲1,940	
計	17,200	6,260	▲10,940円

受入条件、運搬費を考慮しても再資源化施設での有償処理と比較して経済的となり、再資源化施設での有償処理を計画していた約37千トン(小径木の他に根株等を含む全数量)の内、約5千トンを売却

# 経緯

## ■経緯

年月	経緯(協議・現場作業等)	協定・設計
平成17年11月～12月	関係自治体(5市町村)、近隣森林組合(5組合)への聞き取り等を行い生木の有価買取業者を探索 有価買取可能業者の確認に至らず	
平成18年3月		当初協定締結(機構・会社)
平成21年5月～6月	関係機関(5市町村、5組合)への聞き取り調査再度実施 有価買取可能業者の確認に至らず	
平成21年10月		工事発注
平成22年10月～ 平成23年2月	関係機関(5市町村、5組合)への聞き取り調査再度実施 加えてインターネット・治山事業等の現地踏査を実施 有価買取可能業者の確認に至らず	
平成23年3月	引き続き現地踏査を実施した結果、他現場において切断、枝打ちした木材を確認したため聞き取り調査を実施 結果、立木の有価買取可能業者を確認	
平成23年4月～	小径木等の立木の売却を実施	

**小径木等を売却することにより処理費を縮減**

現地踏査等により買取業者を探し、小径木等の立木を再資源化施設への有償処理から、売却処理に見直すことは、**現場特有の状況に対応するための創意工夫**である。

運用指針第2条第1項第1号ロに該当

《申請された会社の経営努力》

小径木等の立木を売却処分することによる処理費の縮減

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な品質や管理水準を確保したものに限り)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

①次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

ロ、申請の対象である現場特有の状況に対応するための創意工夫